# 子ども医療費支給制度について

## 対象となる方は・・・

○満18歳(満18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子どもの保護者のかた (対象となる子どもが自ら生計を維持している場合は、保護者か子ども本人のいずれか)

## いつから資格が・・・

- ○出生した日から受給資格ができます。
- ○転入の場合は、住所を取得した日から受給資格ができます。
- ※ただし、転出の場合は、他市町村への転入日が喪失日となります。

たとえば、午前中に医療機関へ受診後、午後に転出・転入手続を行った場合は、宇多津町での助成の対象にはなりません。受診された分につきましては、返金していただくこととなりますので、ご注意ください。

#### 手続きはどうしたら・・・

○新しく対象となる方は宇多津町役場健康増進課で申請手続きをしてください。

#### 手続きに必要なものは・・・

- ○対象となる子どもの健康保険証(組合員証)
- ○保護者名義(加入保険の本人)の預金通帳(対象者が子ども本人の場合は子ども名義の預金通帳)
- ※住所・氏名・受給資格者・加入保険・住所・振込口座に変更があった場合は必ず届出をしてください。

### お医者さんにかかるときは・・・

県内の医療機関(医科、歯科、調剤)の窓口で健康保険証と受給資格者証を提示すれば医療費の自己負担額を 支払わずに診療を受けることができます。

県外の医療機関を受診したときは、医療費の自己負担分を立て替えてお支払いください。健康増進課の窓口に 子ども医療費支給申請書(緑色)がありますので、領収書を添えて提出してください。

- ○毎月15日締め切り(休日の場合は前日)
- ○翌月5日(休日の場合は翌営業日)支払い
  - …入院等で高額医療が発生する場合は、支払いが遅れることがあります。
- ○請求期限は診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- ○町が支給するのは保険診療の自己負担分です。

#### 学校でケガをしたときは・・・

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入している子どもが、学校の管理下で負傷・疾病・障害を負った 場合は同センターからの災害共済給付が優先されます。

子ども医療からの医療費支給の対象とはなりませんので、医療機関窓口にて子ども医療受給者証はご提示されないようお願いします。もし、子ども医療を使われた場合は、返金していただくこととなりますのでご注意ください。

#### その他・・・

高額療養費や付加給付について加入保険者にお問い合わせさせていただくことがあります。宇多津町国保以外の保険に加入している方は、必ず加入保険者に子ども医療費の現物支給を受けていることを報告しておいてください。 <問い合わせ先>

宇多津町健康増進課 福祉医療係 TEL:0877-49-8001